

船舶（汽船「眞山丸」）売払仕様書

1 目的

本仕様書は、秋田県（以下「本県」という。）所有の船舶 汽船「眞山丸」（以下「船舶」という）を売却するにあたり、船舶本体及び付属品等（以下「船舶等」という）について必要な事項を定めたものである。

2 売却引渡し場所

引渡し場所は、秋田県男鹿市船川港とする。

3 落札者の責務等

- （１）落札者は令和 7 年 8 月 2 9 日までに移転登記及び船舶関係法令等に規定されている所要の手続を行い、手続完了後速やかにその結果が確認できる書類を本県に提出することとする。
- （２）船舶無線については、無線局免許状を受理するまでは使用してはならない。また、その他の装備品の使用においても関係法令を遵守すること。
- （３）落札者は、前 2 項に係る手続のほか、関係する法令に基づいて当該船舶の運航に必要な手続を完了するまでは、当該船舶の運航をしてはならない。
- （４）落札者は、船舶に表示している船名等本県に関する全ての表示を速やかに除去し、その履行内容が確認できる写真等を本県に提出することとする。
- （５）船舶等の引渡し及び各申請に関する手続等に要する費用は、すべて落札者の負担とする。
- （６）落札者は、船舶等の引渡しに際して事故のないよう留意するとともに、引渡し後に事故が発生した場合は、すべて落札者の責任において処理することとする。

4 その他詳細については、本県の指示によるものとする。

5 本仕様書添付書類

- ① 一般配置図
- ② 物件概要